

官報

主要目次

- 中央氣象台福岡固定局の呼出符号等変更 三七
- 無線局承認 三七
- 日本国籍離脱者 四〇
- 連合国財産の譲渡、引渡し命令 四二
- 野方信用金庫増増金附第三回幸福定期預金の細目等 四二
- 多治見信用金庫第五回増増金附平和定期預金の細目等 四二
- 門司市信用金庫第八回ほからか定期預金の細目等 四二
- 鳥取信用金庫増増金附定期預金の細目等 四二
- 農薬登録 四三
- 農薬再登録 四三
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示の一部改正 四五
- 名古屋四日市水先区水先人試験執行 四五
- 史跡仮指定(愛知県) 大蔵省公告 四五
- 税理士名簿登録者氏名公告 建設省公告 四七
- 測量士試験及び測量士補試験公告 四八

告示

電波監理委員会告示第八百五十一号

中央氣象台福岡固定局の呼出符号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月三十日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月四日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及 昭和三十五年六月一日 第六〇〇二号 番号
 - 二 承認を受けた者 中央氣象台
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 氣象事業に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 中央氣象台所屬の大分、宮崎、鹿児島及び釧原の各固定局
 - 六 通信事項 1. 氣象報 2. 急を要する氣象事業に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 福岡県糟屋郡新宮村八四〇番地 東経一三〇度二三分 北緯三三度三五分 通信所 福岡市大名町二二三番地の二六
 - 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J M M E E 203020 (注) A A 一三、三六五kc
J M M E E 203020 (注) A A 一五、〇〇五kc
J M M E E 203020 (注) A A 一四、二〇〇kc 水晶発振 一〇〇W
 - 十 空中線の型式及 び構成 ダブルレット
 - 十一 運用許容時間 常時
 - 十二 その他 (注)の周波数の使用は、昼間に限る。
- 電波監理委員会告示第八百五十二号
中央氣象台大分固定局の呼出符号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月三十日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
- 昭和二十七年三月四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
- 一 承認の年月日及 昭和二十五年六月一日 第六〇〇三号 番号
 - 二 承認を受けた者 中央氣象台
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 氣象事業に使用するため、固定業務を行う。

- 五 通信の相手方 中央氣象台所屬の福岡固定局
 - 六 通信事項 1. 氣象報 2. 急を要する氣象事業に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 大分市長浜町三四六九番地 東経一三二度三七分 北緯三三度二四分
 - 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J M M E E 213121 (注) A A 一三、三六五kc
J M M E E 213121 (注) A A 一五、〇〇五kc
J M M E E 213121 (注) A A 一四、二〇〇kc 水晶発振 一〇〇W
 - 十 空中線の型式及 び構成 逆L型、ダブルレット
 - 十一 運用許容時間 常時
 - 十二 その他 (注)の周波数の使用は、昼間に限る。
- 電波監理委員会告示第八百五十三号
中央氣象台鹿児島固定局の呼出符号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月三十日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
- 昭和二十七年三月四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
- 一 承認の年月日及 昭和二十五年六月一日 第六〇〇四号 番号
 - 二 承認を受けた者 中央氣象台
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 氣象事業に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 中央氣象台所屬の福岡固定局
 - 六 通信事項 1. 氣象報 2. 急を要する氣象事業に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 鹿児島市上荒田町六三番地 東経一三〇度三三分 北緯三三度三四分
 - 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J M M E E 223222 (注) A A 一三、三六五kc
J M M E E 223222 (注) A A 一五、〇〇五kc
J M M E E 223222 (注) A A 一四、二〇〇kc 水晶発振 一〇〇W
 - 十 空中線の型式及 び構成 ダブルレット
 - 十一 運用許容時間 常時
 - 十二 その他 (注)の周波数の使用は、昼間に限る。

毎日文庫 明治二十五年三月一日 第三種郵便物認可

●電波監理委員会告示第八百六十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年三月四日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年二月二十一日 第三二二五号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 实用化試験局(陸上移動局)
- 四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の实用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の京都府内及びその周辺を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
- 六 通信事項 1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
2. 实用化試験に必要な事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十八年二月二十日
- 八 設置場所 移動範囲 京都府内及びその周辺
常置場所 京都市上京区新町通 東経一三五度四六分 北緯三五度〇一分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 きょうとかんしき、A三 一五二・九三Mc 水晶発振 終段陽極変調 一〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリプ
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第八百六十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年三月四日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年二月二十一日 第三二二六号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 实用化試験局(陸上移動局)
- 四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の实用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の京都府内及びその周辺を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
- 六 通信事項 1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
2. 实用化試験に必要な事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十八年二月二十日
- 八 設置場所 移動範囲 京都府内及びその周辺
常置場所 京都市上京区新町通 東経一三五度四六分 北緯三五度〇一分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 きょうとかんしき、A三 一五二・九三Mc 水晶発振 終段陽極変調 一〇W
- 十 空中線の型式及び構成 スリプ
- 十一 運用許容時間 常時

●法務府告示第四十九号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十七年三月四日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 広島県山形郡川上町大字川上
住居 広島県安芸郡天志町字依子原
大正七年八月二十四日生 柳谷 昇

●法務府告示第五十号
左記の者は、イギリス国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十七年三月四日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 千葉県香取郡小見川町富田千二百六十五番地
住居 東京都千代田区神田錦町一丁目三番地
明治四十五年五月二十六日生 堀越フサノ

六 通信事項 1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
2. 实用化試験に必要な事項

七 承認の有効期限 昭和二十八年二月二十日

八 設置場所 移動範囲 京都府内及びその周辺
常置場所 京都市上京区新町通 東経一三五度四六分 北緯三五度〇一分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 きょうとかんしき、A三 一五四・三七Mc 自動発振 終段陽極変調 一W

十 空中線の型式及び構成 単條

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第八百六十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年三月四日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年二月二十一日 第三二二七号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種類 实用化試験局(陸上移動局)
- 四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の实用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の京都府内及びその周辺を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
- 六 通信事項 1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
2. 实用化試験に必要な事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十八年二月二十日
- 八 設置場所 移動範囲 京都府内及びその周辺
常置場所 京都市上京区新町通 東経一三五度四六分 北緯三五度〇一分
- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 きょうとかんしき、A三 一五四・三七Mc 自動発振 終段陽極変調 一W
- 十 空中線の型式及び構成 単條
- 十一 運用許容時間 常時

●法務府告示第五十一号
左記の者は、カナダ国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十七年三月四日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 和歌山県日高郡名田村大字野島百九十六番地
住居 大阪府大阪市大正区三軒家西二丁目七番地
大正十五年三月二十九日生 田本 豊

●法務府告示第五十二号
左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十七年三月四日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 大阪府大正区野区猪野東七丁目三十番地
住居 大阪府布衣市荒川三丁目六十番地
昭和五年十一月十三日生 近藤 笑子

本籍 東京都荒川区日暮里町三丁目百九十六番地
住居 東京都台東区上根岸町百二十三番地
高橋 カヲ

大正七年一月十五日生

●大蔵省告示第四十七号
連合附貯蓄の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、左の者に対し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十七年三月一日にシエル石油株式会社(神奈川県横浜市中区山下町五十八番地)に譲渡し、且つ引渡すことを命じた。
昭和二十七年三月四日 大蔵大臣 池田 勇人

一 株式会社樹屋商店(東京都西多摩郡福生町七百六十八番地)
種類 数量 所在地
(一)動産 一点 神奈川県横浜市鶴見区安善町三丁目四番地
(二)同右 一点 東京都西多摩郡三田村千七百三十七番地
(三)同右 一点 神奈川県横浜市鶴見区安善町三丁目四番地
(四)同右 一点 東京都西多摩郡三田村千七百三十七番地
(五)同右 一点 神奈川県横浜市鶴見区安善町三丁目四番地
(六)同右 一点 東京都西多摩郡三田村千七百三十七番地

(一)同右 二点 群馬県桐生市本町五丁目五番地
(二)同右 二点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(三)同右 一点 神奈川県横浜市鶴見区安善町三丁目四番地
(四)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(五)同右 一点 神奈川県横浜市鶴見区安善町三丁目四番地
(六)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(七)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(八)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(九)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十一)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十二)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十三)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十四)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十五)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十六)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十七)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十八)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(十九)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十一)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十二)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十三)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十四)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十五)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十六)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十七)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十八)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(二十九)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地
(三十)同右 一点 千葉県印旛郡佐原町一丁目九百四十四番地

●大蔵省告示第四十八号
刺増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、野方信用金庫刺増金附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年三月四日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 野方信用金庫刺増金附貯蓄定期預金
二 契約期間 六月
(一)預入金額 一口千円
(二)取扱いの時期 昭和二十七年三月十日から同年五月十日まで。

●大蔵省告示第四十九号
刺増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、多治見信用金庫刺増金附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年三月四日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 多治見信用金庫刺増金附貯蓄定期預金
二 契約期間 一年
(一)預入金額 一口千円
(二)取扱いの時期 昭和二十七年三月十日から同年五月十日まで。

四 刺増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、抽せん特別賞は、重複抽せんを認める。

等級 刺増金 当せんの数
特等 三〇〇〇円 一
一等 一〇〇〇円 六
二等 五〇〇円 一〇
三等 二〇〇円 一〇
四等 一〇〇円 一〇
五等 五十円 一〇
計 一〇〇〇円 八

抽せん期日 昭和二十七年五月二十七日
抽せん開始日 昭和二十七年五月二十四日
抽せん終了日 昭和二十七年五月二十四日
抽せん特別賞の取扱い 抽せん特別賞の取扱いに関する法律第五條の規定により、この細目を指定し、印紙税を課さない。

Table with 4 columns: 三 取扱の時期, 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 抽せん期日. Includes sections for 大蔵省告示第四百十号 and 大蔵省告示第四百十三号.

農林省告示第六十六号

農林省告示第六十六号 農林省告示第六十六号 農林省告示第六十六号

農林省告示第六十七号

農林省告示第六十七号 農林省告示第六十七号 農林省告示第六十七号

Table with 4 columns: 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 抽せん期日, 七 抽せん期日. Includes sections for 農林省告示第六十六号 and 農林省告示第六十七号.

Main table with 4 columns: 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 抽せん期日, 七 抽せん期日. Lists various agricultural products and companies.

昭27年3月4日 火曜日

官報

第7545号

昭和27年3月4日 火曜日

官報

第7545号 44

●海上保安庁告示第三号
海上保安庁の船舶の番号及び標識に
関する告示(昭和二十四年十月海上保
安庁告示第三十六号)の一部を次のよ
うに改正し、昭和二十七年一月一日か
ら適用する。
昭和二十七年三月四日
海上保安庁長官 柳沢 米吉

別表中巡視船の部「PM17 ひらた」の
項の次に次のように加える。
PM20 ころうず
同表同部「P46 あさちどり」を「P
46 曙丸」に、「P52 CP7」を「P52
さよちどり」に改め、「P75 きそ」
の項の次に次のように加える。
P76 しなの
同表港内艇の部「C24 ふゆづき」の
項の次に次のように加える。
PC25 むつき
同表同部「L109 第二愛媛丸」及び
「CL111 日島丸」を削り、「CL66 C
P8」を「CL66 しらつゆ」に、「CL67 C
P12」を「CL67 ありあけ」に改める。
同表同部「C79 からくさ」の項の次
に次のように加える。
CS80 ひなげし
同表同部「R09 ふしみ」の項の次に
次のように加える。
CR10 あたか
同表測量船の部「S16 (測量船公称
番号第一六号)」の項の次に次のように
加える。
HS17
HS19

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●農林省告示第六十八号
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により昭和二十六年十二月十七日附をも
つて左記農薬を登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年三月四日

登録番号 農薬の種類及び
名称

二二八六 機械油乳剤
二二八七 イワキ機械油乳剤
二二八八 機械油乳剤六〇
二二八九 DDT乳剤二〇
二二九〇 亜酸化銅粉剤
二二九一 BHC水和剤
二二九二 BHC粉剤三
二二九三 BHC粉剤三
二二九四 BHC粉剤三

製造業者又は輸入業者の
氏名及び住所

和歌山県有田郡箕島町大字箕島
取締役社長 御前七郎右衛門
一五 磐城セメント株式会社
取締役社長 斎藤次郎
東京部品川区大崎本町一の六四
三洋化学株式会社
宮城県栗原郡船岡町小崎一
取締役社長 佐々木正雄
宮城東部郡船岡町新山崎二五
岡工場
和歌山県有田郡箕島町大字新堂
大同除虫菊株式会社新堂工場
山形県南村山郡上山町真野五
山形除虫菊株式会社山形
コロイド工場
東京部品川区大崎本町一の六四
三洋化学株式会社
大阪府東部郡和泉町府中二二四
山本農薬株式会社和泉工場

●農林省告示第六十九号
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により昭和二十七年一月二十四日附をも
つて左記農薬を登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年三月四日

登録番号 農薬の種類及び
名称

二二九五 硫酸銅
二二九六 硫酸銅
二二九七 十輪印硫酸銅

製造業者又は輸入業者の
氏名及び住所

川崎市二子七五七 八洲化学工
業株式会社 取締役社長 鎌田
修
東京部品川区西小松川一の二
八九七 東和化学工業株式会社
取締役社長 柴田真清郎
西小松川工場
和歌山県有田郡箕島町一〇一
キンダ除虫菊工業株式会社 取
締役社長 森川仙太
東京部品川区新川一の五 大湯
山株式会社 代表者 宮崎芳
大阪府東部郡和泉町府中二二四
山本農薬株式会社 取締役
社長 山本田治
和歌山県有田郡箕島町一〇一
キンダ除虫菊工業株式会社 取
締役社長 森川仙太
東京部品川区新川一の五 大湯
山株式会社 代表者 宮崎芳
大阪府東部郡和泉町府中二二四
山本農薬株式会社 取締役
社長 山本田治

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●愛知教育委員会告示(史指第一号)
文化財保護法(昭和二十五年法律第
二百十四号)第七十條第一項の規定に
よる。

右の試験の志願者は、水先法施行規
則第十四條に定める受験申請書を他
の書類を、第四管区海上保安本部を
由りて海上保安庁長官に提出する。

●衆議院
三月一日、内閣総理大
臣から、外閣為替管理委員会委員長に
木内信胤を任命したので外閣為替管
理委員会設置法第五條第一項の規定に
よる本院の同意を得た旨の要求書を
受理した。
三月一日林議長は吉
田内閣総理大臣申出の、次の者を政府
委員に任命することを承認した。
(内閣総理大臣官房) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
大蔵省主計局総務課長 岸本 晋
厚生大臣官房 森本 深
岡立大臣官房 森本 深

●叙任及び辞令
○内閣
昭和二十七年三月一日
裁判所事務官 鈴木 照隆
○総理府
農林技官 横山 忠雄
(各通) 通商産業事務官 松田 道夫
運輸事務官 荒木茂久(二
) 科学技術行政協議会専門委員を免する
(二月二十九日)
総務事務官 堀家 嘉郎
地方行政調査委員会事務局調査第二
課長を命ずる(二月一日)
○印刷
大蔵事務官 山中 政彦
池田川原所長を命ずる(三月一日)
○文部省
昭和二十六年十二月二十日
文部教官に任命する
加藤良太郎
昭和二十七年一月一日
文部教官に任命する
石井 正

●衆議院
三月一日、内閣総理大
臣から、外閣為替管理委員会委員長に
木内信胤を任命したので外閣為替管
理委員会設置法第五條第一項の規定に
よる本院の同意を得た旨の要求書を
受理した。
三月一日林議長は吉
田内閣総理大臣申出の、次の者を政府
委員に任命することを承認した。
(内閣総理大臣官房) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
大蔵省主計局総務課長 岸本 晋
厚生大臣官房 森本 深
岡立大臣官房 森本 深

●叙任及び辞令
○内閣
昭和二十七年三月一日
裁判所事務官 鈴木 照隆
○総理府
農林技官 横山 忠雄
(各通) 通商産業事務官 松田 道夫
運輸事務官 荒木茂久(二
) 科学技術行政協議会専門委員を免する
(二月二十九日)
総務事務官 堀家 嘉郎
地方行政調査委員会事務局調査第二
課長を命ずる(二月一日)
○印刷
大蔵事務官 山中 政彦
池田川原所長を命ずる(三月一日)
○文部省
昭和二十六年十二月二十日
文部教官に任命する
加藤良太郎
昭和二十七年一月一日
文部教官に任命する
石井 正

●衆議院
三月一日、内閣総理大
臣から、外閣為替管理委員会委員長に
木内信胤を任命したので外閣為替管
理委員会設置法第五條第一項の規定に
よる本院の同意を得た旨の要求書を
受理した。
三月一日林議長は吉
田内閣総理大臣申出の、次の者を政府
委員に任命することを承認した。
(内閣総理大臣官房) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
大蔵省主計局総務課長 岸本 晋
厚生大臣官房 森本 深
岡立大臣官房 森本 深

●叙任及び辞令
○内閣
昭和二十七年三月一日
裁判所事務官 鈴木 照隆
○総理府
農林技官 横山 忠雄
(各通) 通商産業事務官 松田 道夫
運輸事務官 荒木茂久(二
) 科学技術行政協議会専門委員を免する
(二月二十九日)
総務事務官 堀家 嘉郎
地方行政調査委員会事務局調査第二
課長を命ずる(二月一日)
○印刷
大蔵事務官 山中 政彦
池田川原所長を命ずる(三月一日)
○文部省
昭和二十六年十二月二十日
文部教官に任命する
加藤良太郎
昭和二十七年一月一日
文部教官に任命する
石井 正

●衆議院
三月一日、内閣総理大
臣から、外閣為替管理委員会委員長に
木内信胤を任命したので外閣為替管
理委員会設置法第五條第一項の規定に
よる本院の同意を得た旨の要求書を
受理した。
三月一日林議長は吉
田内閣総理大臣申出の、次の者を政府
委員に任命することを承認した。
(内閣総理大臣官房) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
(審議官事務代理) 増子 正宏
大蔵省主計局総務課長 岸本 晋
厚生大臣官房 森本 深
岡立大臣官房 森本 深

●叙任及び辞令
○内閣
昭和二十七年三月一日
裁判所事務官 鈴木 照隆
○総理府
農林技官 横山 忠雄
(各通) 通商産業事務官 松田 道夫
運輸事務官 荒木茂久(二
) 科学技術行政協議会専門委員を免する
(二月二十九日)
総務事務官 堀家 嘉郎
地方行政調査委員会事務局調査第二
課長を命ずる(二月一日)
○印刷
大蔵事務官 山中 政彦
池田川原所長を命ずる(三月一日)
○文部省
昭和二十六年十二月二十日
文部教官に任命する
加藤良太郎
昭和二十七年一月一日
文部教官に任命する
石井 正

47 昭和27年3月4日 火曜日

官報

第7545号

大蔵省公告

○税理士名簿登録者氏名公告
第三十七号 第二十七條の規定により昭和二十七年三月二十五日税理士名簿に登録した者の氏名を次のとおり公告する。

Table listing registered tax accountants (税理士) with columns for registration number (登録番号), name (氏名), and address (住所). Includes names like 尾関 将三, 大沢 重信, etc.

Official notices and news items including:
- 官庁事項 (Official Matters): 建設省, 建設院, etc.
- 地方自治事項 (Local Government Matters): 岡山県, 工場財団, etc.
- 法務府公告 (Ministry of Justice Notice): 岡山県, etc.
- 建設省 (Ministry of Construction): 建設院, etc.
- 建設院 (Construction Institute): 建設院, etc.
- 建設院 (Construction Institute): 建設院, etc.

通商産業省公告
一、審判請求書副本一通
二、審判請求書副本一通
三、審判請求書副本一通

建設省公告
一、測量士試験及び測量士補試験
二、測量士試験
三、測量士補試験

特許庁
一、特許
二、特許
三、特許

建設省公告
一、測量士試験及び測量士補試験
二、測量士試験
三、測量士補試験

建設省公告
一、測量士試験及び測量士補試験
二、測量士試験
三、測量士補試験

建設省公告
一、測量士試験及び測量士補試験
二、測量士試験
三、測量士補試験

建設省公告
一、測量士試験及び測量士補試験
二、測量士試験
三、測量士補試験

裁判所公告
一、押收物還付公告
二、押收物還付公告
三、押收物還付公告

名古屋家庭裁判所
一、左記押收物について少年法第十五
二、左記押收物について少年法第十五

名古屋家庭裁判所
一、左記押收物について少年法第十五
二、左記押收物について少年法第十五

宮崎家庭裁判所
一、左記押收物について少年法第十五
二、左記押收物について少年法第十五

鹿児島家庭裁判所
一、左記押收物について少年法第十五
二、左記押收物について少年法第十五

官報

總理府公告

公職資格訴願審査結果公告

第四号

昭和二十七年三月四日 内閣官房長官 保利 茂 この表は内閣總理大臣が昭和二十六年法律第二百六十八号により公職資格訴願審査会の審査の結果に基いて覚書該当者としての指定を解除した者の氏名である。

三月四日解除の分(四五二名)

Table listing names, ranks, and locations of individuals whose public office qualifications were reinstated. Columns include names (e.g., 江川 恒雄, 土居 昌次), ranks (e.g., 陸軍中將, 海軍少將), and locations (e.g., 東京, 京都, 大阪).

Table of military appointments and transfers, listing names, ranks, and locations across various branches like Army, Navy, and Air Force.

Legal notices and administrative announcements, including 'Law Office Notice' (法務府公告) and 'Mortgage Transfer Notice' (押収物還付公告).

○同領第一五〇五号(吉岡長治詐欺事
件)
一、金員借用証 一枚
二、藤本の印 一枚
○昭和二十五年領第二二七号(三角又
次郎贓物故買事件)
一、中古自転車 一台
二、中古自転車 一台
三、中古自転車 一台
四、中古自転車 一台
五、中古自転車 一台
六、中古自転車 一台
○昭和二十六年領第一五五三三号(谷川
吉男遺失物横領事件)
一、腕時計 一枚
○同領第一五五八号(佐藤柳蔵窃盗事
件)
一、財布 二十個
二、万年筆 一本
○同領第一五五四号(永田栄子同)
一、子供用カタン服 一枚
二、カスリ大人用襦袢 一枚

○同領第五九八号(北田喜助外一名贓
物運搬事件)
一、薄水色ワンピース 一枚
二、水色ボツクス 一枚
三、水色スカート 一枚
四、白木綿開襟シャツ 一枚
五、黒色スワングコート 一枚
六、黒色スワングコート 一枚
七、湯上リタオル 一枚
八、国防色ランニング 一枚
九、小豆色毛糸セーター 一枚
一〇、薄桃色メリヤスパンツ 一枚
一一、紺色ワンスカート 一枚
一二、白木綿ワンスカート 一枚
一三、合着ボツクス 一枚
一四、白丸首シャツ 一枚
一五、水色セーター 一枚
一六、白メリヤスパンツ 一枚
一七、薄桃色メリヤスパンツ 一枚
一八、青色ボツクス 一枚
一九、赤色毛糸半袖セーター 一枚
二〇、白木綿ブラウス 一枚
二一、薄水色ブラウス 一枚
二二、青白立縮ワンスカート 一枚
二三、エンジ色スカート 一枚
二四、赤色スリッパ 一枚
二五、風色模様のワンピース 一枚
二六、赤地水色立縮スカート 一枚
二七、白地桃紫格子縮スカート 一枚
二八、風呂敷 一枚
二九、昭和三十五年領第三八三三号(大森親
外一名詐欺事件)
一、昭和三十五年領第三八三三号(大森親
外一名詐欺事件)
一、昭和三十五年領第三八三三号(大森親
外一名詐欺事件)
一、昭和三十五年領第三八三三号(大森親
外一名詐欺事件)
一、昭和三十五年領第三八三三号(大森親
外一名詐欺事件)

○同領第一〇三三二号(若田一郎強盗傷
人事件)
一、野球帽子 一個
○同領第八五九号(木津谷力松詐欺事
件)
一、小切手 一通
二、領収証 一通
○同領第一二二七号(金浜菊太郎業務
上過失致死事件)
一、赤色ダブル背広上衣 一着
二、赤色ネクタイ 一本
三、白色ボツクス 一本
四、赤色ゴムバンド 一本
五、赤皮三つ折財布 一個
六、ソフット 一個
七、チョッキ 一枚
○同領第一〇一八号(山崎從道外二名
窃盗並に贓物牙保事件)
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件

○同領第一〇四〇号(佐々木悦彌外二
名詐欺事件)
一、郵便はがき 一通
二、送金受領書 一通
三、名刺 二枚
四、契約書 一通
五、領収書 一通
○同領第一三三四号(佐藤ミキ煙草専
売法違反事件)
一、私製手巻煙草 七百八十五本
○同領第一一三五号(中村長作同)
一、ラッキーストライク 十個
○同領第七六号(後藤茂強盗並に窃盗
事件)
一、破れ網 一枚

○同領第一〇三三二号(若田一郎強盗傷
人事件)
一、野球帽子 一個
○同領第八五九号(木津谷力松詐欺事
件)
一、小切手 一通
二、領収証 一通
○同領第一二二七号(金浜菊太郎業務
上過失致死事件)
一、赤色ダブル背広上衣 一着
二、赤色ネクタイ 一本
三、白色ボツクス 一本
四、赤色ゴムバンド 一本
五、赤皮三つ折財布 一個
六、ソフット 一個
七、チョッキ 一枚
○同領第一〇一八号(山崎從道外二名
窃盗並に贓物牙保事件)
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件

○同領第一〇四〇号(佐々木悦彌外二
名詐欺事件)
一、郵便はがき 一通
二、送金受領書 一通
三、名刺 二枚
四、契約書 一通
五、領収書 一通
○同領第一三三四号(佐藤ミキ煙草専
売法違反事件)
一、私製手巻煙草 七百八十五本
○同領第一一三五号(中村長作同)
一、ラッキーストライク 十個
○同領第七六号(後藤茂強盗並に窃盗
事件)
一、破れ網 一枚

○同領第一〇三三二号(若田一郎強盗傷
人事件)
一、野球帽子 一個
○同領第八五九号(木津谷力松詐欺事
件)
一、小切手 一通
二、領収証 一通
○同領第一二二七号(金浜菊太郎業務
上過失致死事件)
一、赤色ダブル背広上衣 一着
二、赤色ネクタイ 一本
三、白色ボツクス 一本
四、赤色ゴムバンド 一本
五、赤皮三つ折財布 一個
六、ソフット 一個
七、チョッキ 一枚
○同領第一〇一八号(山崎從道外二名
窃盗並に贓物牙保事件)
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件
一、窃盗並に贓物牙保事件

○同領第一〇四〇号(佐々木悦彌外二
名詐欺事件)
一、郵便はがき 一通
二、送金受領書 一通
三、名刺 二枚
四、契約書 一通
五、領収書 一通
○同領第一三三四号(佐藤ミキ煙草専
売法違反事件)
一、私製手巻煙草 七百八十五本
○同領第一一三五号(中村長作同)
一、ラッキーストライク 十個
○同領第七六号(後藤茂強盗並に窃盗
事件)
一、破れ網 一枚

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

印刷局